

令和3年度「高校生のための学びの基礎診断」の認定に関する審査委員会
全体審査会 議事次第

令和3年10月21日
13時00分～15時00分
オンライン (Webex)

(議題)

1. 「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの認定について
2. その他

(配付資料)

- 資料1 「高校生のための学びの基礎診断」への申請があった測定ツール一覧
- 資料2 認定基準（「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程より抜粋）
- 資料3 「高校生のための学びの基礎診断」審査概要（非公開）
- 資料4 「高校生のための学びの基礎診断」審査結果（案）
- 参考資料1 令和3年度「高校生のための学びの基礎診断」の認定に関する審査委員会について
- 参考資料2 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程
- 参考資料3 「高校生のための学びの基礎診断」Q & A
- 参考資料4 「高校生のための学びの基礎診断」認定のための審査の観点（非公開）

「高校生のための学びの基礎診断」への申請があった測定ツール一覧
【令和3年度申請分（14件）】（50音順）

対象教科	通し番号	団体名	測定ツールの名称	基本タイプ (※1)	標準タイプ (※2)
国数英 (6件)	1	(株)学研教育未来	基礎力測定診断 ベーシックコース	●	
	2	(株)ベネッセコーポレーション	進路マップ 基礎力診断テスト	●	
	3		進路マップ 実力診断テスト		●
	4		スタディーサポート α タイプ、 β タイプ、 θ タイプ		●
	5		スタディープログラム		●
	6		ベネッセ総合学力テスト		●
国 (3件)	7	(公財)日本漢字能力検定協会	文章読解・作成能力検定 4級	●	
	8		文章読解・作成能力検定 3級		●
	9		文章読解・作成能力検定 準2級		●
英 (5件)	10	ケンブリッジ大学英語検定機構	ケンブリッジ英語検定 A2 Key for Schools(PB/CB)		●
	11		ケンブリッジ英語検定4技能CBT Linguaskill (リングスキル)		●
	12	ピープルサート・クオリフィケーション・リミテッド	LanguageCert Entry Level Certificate in ESOL International (Entry 1~3) LanguageCert Level 1 Certificate in ESOL International LanguageCert Level 2 Certificate in ESOL International		●
	13	ブリティッシュ・カウンシル	Aptis for Teens (アプティス フォー ティーンズ/中高生向けAptis)		●
	14	(株)ベネッセコーポレーション	GTEC Advancedタイプ・Basicタイプ・Coreタイプ	● Core	● Basic Advanced

※1: 義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

※2: 高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

認定基準

〔「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程抜粋〕

①出題に関すること

- ・ 学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。
- ・ 対象教科は国語、数学又は英語とし（※2）、共通必修科目を中心に出题すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。
- ・ 主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題することを明らかにしていること。
- ・ 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。
- ・ 英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、2024年度までの間に利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない（※3）。なお、2024年度までに「話す」技能について測定ツールで対応できるように努めること。
- ・ ツールによって測定する資質・能力が「・・・することができる」という形で明確に示されており、それらが新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）に示されている各教科の目標および「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日付け初等中等教育局長通知）等で示されている各教科の評価の観点の趣旨等に対応していること。
- ・ ツールによって測定しようとしている資質・能力と、測定方法が適切に対応していること。具体的には、出題の方針において、基本的な考え方を明確に示しているとともに、サンプル問題の設問について、学習指導要領の各教科の目標及び内容のどの部分に対応するのか具体的に示しており、その対応関係が妥当であると認められること。

※2 単教科、2教科（国語・数学・英語の中から任意の2教科の組み合わせ）又は3教科で構成される測定ツールのことを指す。複数の教科で構成される測定ツールについて、そのうちの一部の教科のみを対象として認定の申請を行うことも可能。

※3 国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールについても、英語4技能のバランスのとれた育成・評価を促進する観点からは、本来の4技能測定の機能が具備されることが望まれ、それに向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備の進展も期待される。また、「話す」技能測定の機能が具備されていない場合においても、学校におけるスピーキング試験の実効性を高

める観点からは、問題、解答例及び採点基準に留まらず、実施マニュアル（試験の運営例など）、得点ごとの応答例、採点研修用ツール等が提供されることが望ましい。これらを活用して学校等で実施・採点を行うことにより、求められる英語4技能のバランスのとれた育成・評価に資することとなるが、学校等で採点した結果を事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実により生かすことのできるよう、その結果を集計・分析するサービス等が提供されることも効果的である。

②結果提供に関すること

- ・ 学習指導要領に示す目標に照らした定着度合いの測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。
- ・ 試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の考え方と分析の手法を明らかにしていること。
- ・ 基礎診断の結果提供は、達成度評価（目標準拠）とする。なお、高等学校側の希望があった場合に、集団に準拠した評価やそれに基づく進路選択の参考となる情報を提供することまでは妨げないが、これらの情報は、認定されている基礎診断の結果提供ではないものであり、認定された結果提供と明確に区分したうえで提供すること。

③運営その他に関すること

- ・ 学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されるものであること。
- ・ 学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報（※4）が開示されていること。
- ・ その他実施内容に関し特に著しく不適切と認められる内容が存在しないこと。
- ・ テスト理論、各教科の指導法・評価法、カリキュラム・マネジメント等の専門家の意見を聞いて、テストの信頼性及び妥当性等を毎年度検証し、出題内容や方法、成績提供のあり方、採点の質等について、継続的に改善し続ける体制を有すること。

※4 出題や結果提供、運営に関する情報のほか、障害のある受検者等への配慮、事前／事後学習教材や学習状況等のアンケートの有無・内容などの情報。

「高校生のための学びの基礎診断」審査結果（案）
【令和3年度申請分（14件）】（50音順）

資料4

対象 教科	番号	団体名	測定ツールの名称	基本 タイプ （※1）	標準 タイプ （※2）	審査 結果	指摘事項
国数英 （6件）	1	（株）学研教育未来	基礎力測定診断 ベーシックコース	●		認定	<p>【出題に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい学習指導要領の内容を十分に踏まえた出題となるよう、不断の改善に努めること。また、設問の種類（選択式、記述式）の出題バランスに留意すること。 ・2024年度までに、4技能測定機能の具備に向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備に引き続き努めること。 <p>【結果提供に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果提供が偏差値等の集団準拠評価に偏重したり、各設問の正答率に基づくフィードバックのみになることのないよう、調査結果が示す生徒の到達度を示す等、基礎診断の趣旨も踏まえて、授業改善や学習意欲の向上等に十分に資する結果提供となるように評価基準の等化、尺度化も含めて検討すること。 <p>【運営その他に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出題内容や方法等、テストの信頼性及び妥当性の検証について、正答率に基づく難易度の分析にとどまらないよう、引き続き改善に努めること。
	2	（株）ベネッセ コーポレーション	進路マップ 基礎力診断テスト	●		認定	<p>【出題に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい学習指導要領の内容を十分に踏まえた出題となるよう、不断の改善に努めること。また、出題範囲（領域）や設問の種類（選択式、記述式）の出題バランスに留意すること。 ・2024年度までに、4技能測定機能の具備に向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備に引き続き努めること。 <p>【結果提供に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果提供が偏差値等の集団準拠評価に偏重したり、各設問の正答率に基づくフィードバックのみになることのないよう、調査結果が示す生徒の到達度を示す等、基礎診断の趣旨も踏まえて、授業改善や学習意欲の向上等に十分に資する結果提供となるように評価基準の等化、尺度化も含めて検討すること。 <p>【運営その他に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストの採点方法や分析方法等、学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報の開示に一層努めること。
	3		進路マップ 実力診断テスト		●	認定	
	4		スタディーサポート αタイプ、βタイプ、θタイプ		●	認定	
	5		スタディープログラム		●	認定	
	6		ベネッセ総合学力テスト		●	認定	

国 (3件)	7	(公財)日本漢字能力 検定協会	文章読解・作成能力検定 4級	●	認定	【出題に関すること】 ・新しい学習指導要領の内容を十分に踏まえた出題となるよう、不断の改善に努めること。	
	8		文章読解・作成能力検定 3級		●	認定	【結果提供に関すること】 ・調査結果が示す生徒の到達度を示す等、結果提供が偏差値等の集団準拠評価に偏重しないよう、基礎診断の趣旨も踏まえて、授業改善や学習意欲の向上等に十分に資する結果提供となるよう、引き続き検討すること。
	9		文章読解・作成能力検定 準2級		●	認定	・出題の難易度の設定等について、級をまたいでの評価基準の尺度化も含めて、引き続き改善に努めること。
英 (5件)	10	ケンブリッジ大学英語 検定機構	ケンブリッジ英語検定 A2 Key for Schools(PB/CB)		●	認定	【結果提供に関すること】 ・結果提供が、基礎診断の趣旨も十分に踏まえて、教員の授業改善や学習意欲の向上等に十分に資する結果提供となるよう、引き続き改善に努めること。
	11		ケンブリッジ英語検定4技能CBT Linguaskill(リンガスキル)		●	認定	【運営その他に関すること】 ・運営に関する情報、事前／事後学習教材の有無、結果のフィードバックの方法等も含め、学校等が測定ツールを選択するために、また、学習改善につなげるために必要な情報の開示に一層努めること。
	12	ピープルサート・ クオリフィケーション・ リミテッド	LanguageCert Entry Level Certificate in ESOL International (Entry 1～3) LanguageCert Level 1 Certificate in ESOL International LanguageCert Level 2 Certificate in ESOL International		●	認定	【結果提供に関すること】 ・結果提供が、基礎診断の趣旨も十分に踏まえて、教員の授業改善や学習意欲の向上等に十分に資する結果提供となるよう、引き続き改善に努めること。 【運営その他に関すること】 ・学校にとって過度な負担が掛からなることがないように、日本の学校現場の実態に合わせて、運営に関する事項等のローカライズに努めること。 ・学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報について、出題や結果提供、運営に関する情報のほか、事前／事後の学習教材の有無・内容等を引き続き適切に提供すること。
	13	ブリティッシュ・ カウンシル	Aptis for Teens (アプティス フォー ティーンズ/ 中高生向けAptis)		●	認定	【結果提供に関すること】 ・結果提供が、基礎診断の趣旨も十分に踏まえて、教員の授業改善や学習意欲の向上等に十分に資する結果提供となるよう、引き続き改善に努めること。
	14	(株)ベネッセ コーポレーション	GTEC Advancedタイプ・Basicタ イプ・Coreタイプ	● Core	● Basic Adva nced	認定	【運営その他に関すること】 ・テストの採点方法や分析方法等、学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報の開示に一層努めること。

※1: 義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

※2: 高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

令和3年度「高校生のための学びの基礎診断」の認定に関する審査委員会について

令和3年6月10日
初等中等教育局長 決定

1. 趣旨

高等学校教育の質の確保・向上のため、「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）の認定を受けるため民間事業者等から申請された測定ツール又は認定された測定ツールについて、基礎診断測定ツールの審査等に関する事項についての検討を行うために「高校生のための学びの基礎診断」の認定に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

(1) 基礎診断測定ツールの審査等に関する事項

- ①認定等に関する審査
- ②指摘事項の対応状況の確認

(2) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) 審査委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 必要に応じて、構成員以外の者から意見を求めることができる。

4. 審査委員会の運営

- (1) 審査委員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議は成立しない。
- (2) 審査委員会に係る庶務は、初等中等教育局参事官付（高等学校担当）において処理する。
- (3) その他、審査委員会の運営に関し必要な事項は、必要に応じ別に定める。

5. 審査方法（「2. 検討事項（1）①」に関するもの）

- (1) 「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）の認定等の審査は、『「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程』（平成30年3月6日文科科学省初等中等教育局長決定、令和3年4月23日一部改訂）（以下「規程」という。）に規定する認定要件に基づき行う。
- (2) 基礎診断としての認定の審査は、規程5.（2）に定める分担審査及び全体審査により行う。
- (3) 審査委員会としての認定の可否案及び指摘事項の内容案を合議により決定する。また、本審査委員会の議事は、利害関係者を除く審査員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6. 開示・公開等

- (1) 審査員の氏名は公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれなくなった後、速やかに公開する。

- (2) 本審査委員会は非公開とする。
- (3) 議事要旨について、匿名とし、審査委員会終了後、審査結果が取りまとまった後に公開する。
- (4) 本審査委員会において配布した資料については、原則、議事要旨と一緒に公開する。ただし、本審査委員会が公開することが適当でないと判断した資料については、非公開とすることができる。

7. 利害関係者の排除

審査委員会の構成員は、以下のいずれかに該当する場合は速やかに申し出るとともに、「2. 検討事項（1）」について参画することが出来ないものとする。

- (1) 申請された測定ツール又は認定された測定ツールの実施事業者の役職員として在職（就任予定を含む。）し、又は3年以内に在職していた場合
- (2) 申請された測定ツール又は認定された測定ツールの開発に有識者として関与している場合、又は関与していた場合
- (3) その他、中立・公正に審査を行うことが困難と判断される場合

8. 守秘義務等

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部にもらしてはならない。
- (2) 審査員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、審査を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

9. その他

- (1) 「2. 検討事項」に掲げる事項につき、検討の必要がある場合に審査委員会を開催し、開催に係る事項が取りまとめられた時に廃止する。
- (2) 審査委員会に係る庶務は、初等中等教育局参事官（高等学校担当）において処理する。

「高校生のための学びの基礎診断」に関する審査委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

宇佐美 慧	東京大学大学院教育学研究科准教授
内田 浩文	岡山県立勝山高等学校指導教諭
江原 美明	武蔵野大学教育学部教育学科特任教授
岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構参与
加藤 竜吾	東京都立田柄高等学校統括校長
佐藤 和彦	東京都立松原高等学校長
篠田 俊文	埼玉県立小川高等学校教頭
清水 美憲	筑波大学大学院教育学学位プログラムリーダー
杉本 悦郎	東京都立小金井北高等学校長
竹内 理	関西大学外国語学部学部長・教授
田中 宏幸	安田女子大学文学部教授
田村 知子	大阪教育大学連合教職実践研究科教授
寺尾 尚大	独立行政法人大学入試センター研究開発部助教
中村 正芳	岡山県教育庁高校教育課長
長塚 篤夫	順天中学校高等学校長
藤森 裕治	文教大学教育学部発達教育課程教授
光永 悠彦	名古屋大学大学院教育発達科学研究科・教育学部
山口 一大	筑波大学人間系心理学域助教

(計 18 名)

「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程

平成 30 年 3 月 6 日
〔令和 3 年 4 月 23 日一部改訂〕
文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局

1. 趣旨・目的

平成 29 年 7 月 13 日に文部科学省が公表した「高校生のための学びの基礎診断」実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）の仕組みを創設することにより、高校生の基礎学力の定着に向けた P D C A サイクルの取組を促進し、もって高等学校教育の質の確保・向上に資する。

2. 枠組み概要

基礎診断は、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等（以下「測定ツール」という。）を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みである。

3. 活用の基本的な考え方

基礎診断は、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つであり、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待される。

基礎診断の結果は、学習成果や課題を把握することにより、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つ（※1）などに活用されることを基本とする。

- ※1 基礎診断により測定できる学力は、多様な資質・能力の一側面であることから、その結果をもって直ちに生徒の成績評価を行うことは想定しておらず、あくまで、生徒の基礎学力の習得を促すために、定着度合いを把握する一つの目安として活用されることを前提としている。その上で、基礎診断の結果を成績評価の材料の一つとして用いるに当たっては、利用する学校の教育目標や評価方針に照らし、生徒の資質・能力のどの部分を評価するために用いるのか、また、定着度合いの目標をどこに設定して評価しようとしているのか等を明確にしておく必要がある。

4. 認定基準等

測定ツールを基礎診断として認定する際の基準及び民間事業者等が認定後に遵守すべき事項（これらを「認定要件」という。）並びに認定の効果は、以下のとおりである。

(1) 認定基準

① 出題に関すること

- ・ 学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。

- ・対象教科は国語、数学又は英語とし（※2）、共通必修科目を中心に出題すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題することを明らかにしていること。
- ・主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。
- ・英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、2024年度までの間に利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない（※3）。なお、2024年度までに「話す」技能について測定ツールで対応できるように努めること。
- ・ツールによって測定する資質・能力が「・・・することができる」という形で明確に示されており、それらが新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）に示されている各教科の目標および「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日付け初等中等教育局長通知）等で示されている各教科の評価の観点の趣旨等に対応していること。
- ・ツールによって測定しようとしている資質・能力と、測定方法が適切に対応していること。具体的には、出題の方針において、基本的な考え方を明確に示しているとともに、サンプル問題の設問について、学習指導要領の各教科の目標及び内容のどの部分に対応するのか具体的に示しており、その対応関係が妥当であると認められること。

※2 単教科、2教科（国語・数学・英語の中から任意の2教科の組み合わせ）又は3教科で構成される測定ツールのことを指す。複数の教科で構成される測定ツールについて、そのうちの一部の教科のみを対象として認定の申請を行うことも可能。

※3 国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールについても、英語4技能のバランスのとれた育成・評価を促進する観点からは、本来の4技能測定の機能が具備されることが望まれ、それに向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備の進展も期待される。また、「話す」技能測定の機能が具備されていない場合においても、学校におけるスピーキング試験の実効性を高める観点からは、問題、解答例及び採点基準に留まらず、実施マニュアル（試験の運営例など）、得点ごとの応答例、採点研修用ツール等が提供されることが望ましい。これらを活用して学校等で実施・採点を行うことにより、求められる英語4技能のバランスのとれた育成・評価に資することとなるが、学校等で採点した結果を事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実により生かすことのできるよう、その結果を集計・分析するサービス等が提供されることも効果的である。

②結果提供に関すること

- ・ 学習指導要領に示す目標に照らした定着度合いの測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。
- ・ 試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の考え方と分析の手法を明らかにしていること。
- ・ 基礎診断の結果提供は、達成度評価（目標準拠）とする。なお、高等学校側の希望があった場合に、集団に準拠した評価やそれに基づく進路選択の参考となる情報を提供することまでは妨げないが、これらの情報は、認定されている基礎診断の結果提供ではないものであり、認定された結果提供と明確に区分したうえで提供すること。

③運営その他に関すること

- ・ 学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されるものであること。
- ・ 学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報（※4）が開示されていること。
- ・ その他実施内容に関し特に著しく不適切と認められる内容が存在しないこと。
- ・ テスト理論、各教科の指導法・評価法、カリキュラム・マネジメント等の専門家の意見を聞いて、テストの信頼性及び妥当性等を毎年度検証し、出題内容や方法、成績提供のあり方、採点の質等について、継続的に改善し続ける体制を有すること。

※4 出題や結果提供、運営に関する情報のほか、障害のある受検者等への配慮、事前／事後学習教材や学習状況等のアンケートの有無・内容などの情報。

(2) 認定後の遵守事項

- ・ 認定を受けた年度の次年度以降毎年度の事業概要を文部科学省に報告すること。
- ・ 実施内容に変更が生じる場合又は認定された測定ツールを廃止しようとする場合に必要な届出を文部科学省に提出すること。
- ・ 受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと。
- ・ 認定を受ける際に、指摘事項を通知された場合は、その指摘事項を踏まえ適切な改善を図るとともに、改善した内容は速やかに文部科学省に報告すること。

(3) 認定の効果

認定の有効期間は、認定したときから3年後の年度末までとし、認定要件を欠くことや欠くおそれがあることが判明した場合は、必要に応じて5.(2)に示す審査会を経て、認定を取り消す。

なお、基礎診断の認定は、それ自体が法的効果を伴うものではなく、認定基

準への適合性を確認したという性質のものである。

5. 認定に関する手続

基礎診断の認定に当たっては、以下に示すように、測定ツールを提供する民間事業者等からの申請に基づき、認定基準に適合することを審査した上で認定し、教育委員会等に対し情報提供を行う。

(1) 申請

認定を受けようとする民間事業者等は、認定を受けようとする年度の6月末までに、様式1～5の申請書に必要事項を記載の上、文部科学省に提出する。

申請に当たっては、複数の教科で構成される測定ツールや学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツールについては、原則、それぞれまとめて1件として申請する。

(2) 審査

文部科学省は、申請内容が認定基準に適合しているかどうかについて、有識者で構成される審査会の審査に付し、その結果に基づき、認定又は不認定を決定する。標準審査期間は概ね3か月程度とする。

①審査員による分担審査

審査は、申請された測定ツールごとに、文部科学省において形式的要件を確認の上、文部科学省が委嘱する教科教育の専門家、高等学校教育関係者、試験運営の専門家、テスト理論・教育測定の専門家等の有識者で構成される審査員が分担して行う。

分担審査では、原則、審査員と申請を行った民間事業者等（以下「申請者」という。）との間で書面を通じた申請内容の確認を行い、必要に応じてヒアリング等も実施する。審査において、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等が生じた場合は、その内容を指摘事項の案として取りまとめる。

②審査会による全体審査

分担審査の後に、分担審査を行った審査員全員及びその他の有識者により構成される審査会を開催し、申請のあった測定ツール全てについて全体審査を行い、認定又は不認定を決定する。認定する場合において、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等がある場合は、その内容を指摘事項として決定する。なお、複数の教科で構成される測定ツールについては、一部の教科のみを対象に認定することもあり得る。

(3) 認定・情報提供

①認定

審査会による全体審査を経て認定された測定ツール（以下「認定ツール」という。）については、文部科学省が申請者に対しその旨を通知するとともに、審査会の指摘事項がある場合はこれも併せて通知する。

認定されなかった測定ツールについては、理由とともにその旨を申請者に通知する。

②情報提供

認定ツールについては、文部科学省ホームページで認定ツールの一覧として公表する。公表に当たっては、認定ツールの名称、対象教科、概要などの基本情報のほか、申請内容や審査会の指摘事項及び指摘事項に対する改善状況についても情報提供を行う。教育委員会等に対しても、文部科学省から基礎診断の趣旨の周知と併せて上記内容を通知する。

(4) 認定後の手続

①事業概要報告

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定を受けた年度の次年度以降毎年度終了後6月末までに、様式6による事業概要報告を文部科学省に提出する。

②変更・廃止に関する届出

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定ツールの実施内容に変更が生じる場合又は認定ツールを廃止しようとする場合は、あらかじめ、それぞれ様式7による変更届又は様式8による廃止届を文部科学省に提出する。

変更届については、原則、変更する3か月前に提出すること。また、提出された変更届の内容が4. 認定基準等に関する変更である場合は、必要に応じて5.(2)に示す審査会を経て、変更届について認定又は不認定を決定する。

6. 附則（平成30年3月6日）

この規程は、平成30年3月6日から施行する。

附則（令和3年4月23日）

この規程は、令和3年4月23日から施行する。

(様式1)

「高校生のための学びの基礎診断」への申請について

年 月 日

事業者名						
測定ツール名	同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。 「高校生のための学びの基礎診断」の趣旨・目的を踏まえた名称とするよう配慮すること。					
主な対象者	対象学年や対象とする生徒の特性等、学校の選択に資する情報を記載すること。					
対象教科	国語	数学	英語	測定内容の 区分	基本タイプ	標準タイプ
申請する測定ツールの目的・概要						
申請する測定ツールの特長・活用例等	測定ツールの特長やPDCAサイクルの取組の促進に資する活用例等について、学校の選択に資する情報を記載すること。 問題セット全体が各回を通じて同一である場合はその旨を記載すること。					
実施期間、年間実施回数	新規に開発・提供する測定ツールであって、申請時点で未実施のものについては、受検申込み開始予定時期及び実施開始予定時期についてもあわせて記載すること(記載例： 年 月受検申込み開始予定、 年 月実施開始予定)。					
実施方式(CBT/PBT)						
試験時間(分)	国語	数学	英語			
受検料						
標準返却期間						
URL(事業者のHPにおける測定ツール紹介)						

「測定内容の区分」については、「基本タイプ」(義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ)又は「標準タイプ」(高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ)のいずれか一つを選択すること。

事務担当者名		所属部署	
連絡先	(電話番号) (FAX) (E-mail)		
住所			

認定要件への適合性の申告内容について

事業者名:

測定ツール名:

対象教科:

測定内容の区分:

「様式2」は対象教科毎・難易度等毎(同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供している場合)、測定内容の区分毎に作成すること。なお、複数教科で一つの測定ツールである場合であって、全教科共通の取扱いとしている事項については、全教科において回答するとともに、当該取扱いが全科目共通である旨を明記すること。

同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供している場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールについては、原則として申告内容を全て公表することとしているが、情報の一部又は全部を公表することが困難な場合は、公表が困難である情報の内容及びその理由を記載すること。なお、申告内容を公表する主な目的は、学校等が各校の実状に応じて適切な測定ツールを選択し、効果的な活用を促進することであることに鑑み、公表する情報として、可能な限り具体的な内容を記載するよう努めること。

・ 出題に関すること

(1) 出題の基本方針

主な対象者、測定しようとする資質・能力(下記の記載例参照)、出題範囲、主として知識・技能を問う問題と主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題方針、学習指導要領との対応、出題形式、難易度その他出題に関する事項の概略を記載すること。

出題範囲については、共通必修科目を中心に出题すること、義務教育段階の内容を含むことについて記載すること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。

< 「測定しようとする資質・能力」の記載例 >

国語: 「話すこと・聞くこと」に関する資質・能力、「書くこと」に関する資質・能力、「読むこと」に関する資質・能力 等

数学: 「数と式」に関する資質・能力、「図形と計量」に関する資質・能力、「二次関数」に関する資質・能力、「データ分析」に関する資質・能力 等

英語: 「聞くこと」に関する資質・能力、「読むこと」に関する資質・能力、「話すこと」に関する資質・能力、「書くこと」に関する資質・能力

「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能別かつ「知識・技能」「思考・判断・表現」の各観点について、どのような方法によって、どのような力を測定するのかを明確に示す。

「読む」の「思考・判断・表現」については、「***語程度の英文を読んで、あらすじや大切な部分などを目的に応じて適切に読み取ることができるかどうかを測定する」など明確に示す。

「書く」の「思考・判断・表現」については、文章を書く目的・場面・状況等を設定し、考えや情報を記述させる課題を課すなど明確に示す。 等

(2) 構成等

構成等について、下記2つの観点から記載すること。

出題形式

選択式、短答式、記述式のバランスについて記載すること。なお、出題形式の短答式、記述式とはそれぞれ以下のような内容を指す。

短答式：解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するもの

記述式：自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの（1つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。）

リスニング試験やスピーキング試験を実施する場合は、その旨や測定方法、活用する機器の種類等もあわせて記載すること。

出題範囲

高等学校段階の学習内容と義務教育段階の学習内容とのバランス、各領域のバランスについて記載すること。

(3) 難易度設定の考え方・方法

難易度設定にあたっての予備調査など具体的な方法も記載すること

(4) 基礎学力の定着や学習意欲の喚起を図るための工夫

日常的に触れる機会の多い素材を用いた問題作成、CBT方式での動画や音声を用いて興味・関心を引き出す問題作成、進学後の学修や就職後の社会生活の場面を意識させる問題設定、義務教育レベルの問題から高校レベルの問題の体系的な出題など具体的な方法について記載すること。

(5) その他特長

問題セット全体が各回を通じて同一である場合はその旨を記載すること。

・ 結果提供に関すること

(1) 受検者個人への結果提供内容・方法

結果提供項目を列挙すること。

学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善に資する結果提供がなされることについて、結果提供の具体的な内容（全体及び領域等毎の評価（ループリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価、課題が多く見られた分野、当該分野や誤答類型に基づいた学習のアドバイスや復習問題・講義動画など）や結果提供の具体的な方法（学校を通じた紙媒体による返却、受検者専用 web サイトを通じた電子データによる返却など）を記載すること。

受検者本人に対し、学習意欲の喚起に資する情報提供の工夫がなされていることについて、具体的な内容（学力の伸びの提示など）を記載すること。

帳票サンプルなど結果提供のイメージがしやすい書類を添付することが望ましい。

(2) 学校等への結果提供内容・方法

学校や教育委員会等への結果提供項目を列挙すること。

学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善に資する結果提供がなされることについて、結果提供の具体的な内容（学級・学年別の概況・分析結果（平均点、得点分布、全体及び領域等毎の評価（ループリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の分布、課題が多く見られた分野、経年変化など）、課題が多く見られた分野や誤答類型に基づいた指導のアドバイスや復習問題・講義動画など）や結果提供の具体的な方法（紙媒体による返却、学校専用 web サイトを通じた電子データによる返却、加工可能な形での結果データの返却、結果に関する分析会の実施など）を記載すること。

上記の他、学校としての指導の工夫・充実に資する情報提供の工夫がなされていることがある場合には、具体的な内容を記載すること。

帳票サンプルなど結果提供のイメージがしやすい書類を添付することが望ましい。

- (3) 試験等の結果(正答状況やスコア等)に対する評価の考え方と分析の手法
結果表示方法とその算出方法、評価の示し方とその分析手法(過去の成績との比較方法等)について、それぞれ具体的な内容を記載すること。

・ 運営に関すること

- (1) 問題の質を確保するための方法
出題内容の妥当性(測定ツールが本来測ろうとしている受検者の特性を正確に測定しているかどうかという概念)・信頼性(測定対象が変化しない限り安定した測定結果が得られる度合い(測定の一貫性の度合い))の検証方法(継続的な改善を図るための毎年度の検証方法を含む)、作問の体制や方法など、具体的な内容を記載すること。
- (2) 学校における実施方法
学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されることについて、具体的な内容(実施支援体制(問い合わせ対応、トラブル対応等)など)を記載すること。学校の実状に応じて実施できる方法であることについて、具体的な内容(学校単位で受検できるか、教科単位で受検できるか、継続的に受検できるかなど)を記載すること。利用する学校において担うべき役割・作業等について、具体的な内容を記載すること。
- (3) 採点の方法と体制
採点結果の信頼性向上の観点を含め、採点の方法と体制について記載すること(採点結果の信頼性向上に資する方策例:採点ガイドラインの作成、採点者の採用基準の明確化・研修の実施、採点プログラムの開発、複数の採点者によるダブルチェック、設問ごとの採点者の配置等)。
- (4) 情報管理体制
情報セキュリティ・ポリシー、プライバシーマークなど事業者における情報管理体制、申請する測定ツールにより取得しうる個人情報等に関する情報管理方法等について、具体的な内容を記載すること。

・ 情報開示に関すること

- 下記の「学校等が測定ツールを選択するのに資する情報」について具体的な内容を記載すること。
- (1) 障害のある受検者等への配慮
視覚に関する配慮事項(点字問題冊子や拡大文字問題冊子の配布など)や聴覚に関する配慮事項(ヘッドホンの貸与、リスニング試験の音声スクリプトの配布など)等を設けている場合には、当該配慮事項の具体的な内容を記載すること。また、当該配慮事項が適用される受検者と適用されない受検者で結果提供の内容が異なる場合には、その旨もあわせて記載すること。
- (2) 事前/事後学習教材の有無、内容
- (3) 学習状況等のアンケートの有無、内容
- (4) 個人受検の可否
- (5) 問題内容の情報提供

既出問題・サンプル問題や正答例・解説のホームページへの掲載や学校への配布等を行う場合には、その旨を記載すること。

(6)その他

教育委員会等への情報提供に係る対応等、上記(1)～(5)以外の「学校等が測定ツールを選択するのに資する情報」について具体的な内容を記載すること。

(様式3)

認定要件への適合性を示す書類等一覧について

事業者名:
測定ツール名:
対象教科:
測定内容の区分:

「様式3」は対象教科毎に作成すること。

同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

提出書類は申請書とあわせて公表。

出題に関すること

< 提出任意の書類等 >

様式2における「出題に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。

どの認定基準の根拠等を示す提出書類であるかわかるよう、対応する認定基準を . (1) ~ (5) から選択すること。
(各番号と認定要件の対応関係については下記参照)

書類等の内容	書類等の名称	資料番号	対応する認定基準				
			. (1)	. (2)	. (3)	. (4)	. (5)

結果提供に関すること

< 提出任意の書類等 >

様式2における「結果提供に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。

どの認定基準の根拠等を示す提出書類であるかわかるよう、対応する認定基準を . (1)、(2) から選択すること。
(各番号と認定要件の対応関係については下記参照)

書類等の内容	書類等の名称	資料番号	対応する認定基準	
			. (1)	. (2)

運営に関すること

< 提出必須の書類等 >

書類等の内容	書類等の名称	資料番号
実施要項(試験時間、実施方式、実施期間、受検料、標準返却期間等)		
学校用実施マニュアル		

< 提出任意の書類等 >

様式2における「運営に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。

書類等の内容	書類等の名称	資料番号

情報開示に関すること

< 提出任意の書類等 >

様式2における「情報開示に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。

書類等の内容	書類等の名称	資料番号

< 「対応する認定基準」について >

・ 出題に関すること

- (1) 学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。
- (2) 対象教科は国語、数学又は英語とし、共通必修科目を中心に出题すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。
- (3) 主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題することを明らかにしていること。
- (4) 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。
- (5) 英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、2024年度までの間に利活用されるものに限りに、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない。

・ 結果提供に関すること

- (1) 学習指導要領に示す目標に照らした定着度合いの測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。
- (2) 試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の考え方と分析の手法を明らかにしていること。

(様式4)

測定しようとする資質・能力の具体的内容について

事業者名:

測定ツール名:

対象教科:

測定内容の区分:

同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

測定しようとする資質・能力の具体的内容	設問数、出題形式等	(参考) 学習指導要領の関連項目	
		領域又は事項	科目名及び内容
<p>測定しようとする資質・能力について、「～できる」の記述文で具体的に記載すること。</p> <p>義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定しようとする場合にはその旨を記載すること。</p> <p>特にポイントとなる箇所に下線を付すこと。</p>	<p>【設問数】 問(程度)</p> <p>【出題形式】</p> <p>選択式、短答式、記述式の別を記載すること。</p> <p>リスニング試験やスピーキング試験で測定する場合はその旨を記載すること。</p> <p>該当するサンプル問題がある場合は、その旨を記載すること。</p>	<p>右記の領域又は事項の名称を記載すること。</p>	<p>学習指導要領における関連項目を転記すること。義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定する場合は、中学校学習指導要領等の関連項目を転記すること。</p> <p>高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領等の双方に関連する場合は、双方の関連項目を転記すること。</p>

原則、各回の測定ツールごとに作成すること。

出題形式の短答式、記述式とはそれぞれ以下のような内容を指す。

短答式：解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するもの

記述式：自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの(1つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。)

(様式5)

サンプル問題について

事業者名:

測定ツール名:

対象教科:

測定内容の区分:

サンプル問題番号(大問番号):

同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

国語及び数学については、大問2題を提出すること。なお、主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題を1題以上提出すること。

英語については、大問2～4題(「聞く」「読む」「話す」「書く」の技能毎に小問1題以上)を提出すること。なお、主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題を1題以上提出すること。

出題科目																								
出題のポイント																								
主として問う能力	<table border="1"><thead><tr><th>小問番号</th><th>知識・技能</th><th colspan="2">思考力・判断力・表現力等</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>該当するものに「 」を記入すること。 小問を含まないものについては、小問番号は記載不要。</p>				小問番号	知識・技能	思考力・判断力・表現力等																	
小問番号	知識・技能	思考力・判断力・表現力等																						
出題形式	<table border="1"><thead><tr><th>小問番号</th><th>選択式</th><th>短答式</th><th>記述式</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>該当するものに「 」を記入すること。 小問を含まないものについては、小問番号は記載不要。 短答式、記述式とはそれぞれ以下のような内容を指す。 短答式：解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するもの 記述式：自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの(1つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。)</p>				小問番号	選択式	短答式	記述式																
小問番号	選択式	短答式	記述式																					
主として問う技能(英語のみ)	<table border="1"><thead><tr><th>小問番号</th><th>聞く</th><th>読む</th><th>話す</th><th>書く</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>該当するものに「 」を記入すること。 小問を含まないものについては、小問番号は記載不要。</p>				小問番号	聞く	読む	話す	書く															
小問番号	聞く	読む	話す	書く																				
サンプル問題																								
解答例	記述式問題については、解答例に加え、正答条件等についても可能な限り記載すること。																							
(参考)学習指導要領の関連項目																								

事業者名:

測定ツール名:

対象教科:

測定内容の区分:

認定有効期間:

認定を受けた年度の次年度以降毎年度の事業概要を提出すること(例:2021年度に認定を受けた測定ツールについては、2022年度事業概要報告書(実施期間:2022年4月1日~2023年3月31日)を2023年6月末までに提出。2023年度事業概要報告書、2024年度事業概要報告書も同様。)

難易度等毎(同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合)・測定内容の区分毎(基本タイプ又は標準タイプ)に作成すること。また、複数教科で構成されている場合、教科毎で内容が異なる事項については、教科毎の情報を記載すること。

同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

(1)~(6)の事項について、情報の一部又は全部を公表することが困難な場合は、公表が困難である情報の内容及びその理由を記載すること。なお、本事業概要報告書は、「高校生のための学びの基礎診断」(以下「基礎診断」という。)に認定された測定ツール(以下「認定ツール」という。)の実施状況・今後の方向性等を公表することにより、当該認定ツールの更なる発展、高校における学習改善・指導改善及びPDCAサイクルの構築を促進し、ひいては基礎診断の制度全体の検証・改善に寄与することを目的としていることに鑑み、可能な限り具体的な内容を記載するよう努めること。

(1) 実施校数・受検者数

実施校数・受検者数について、活用状況の傾向がわかるよう可能な限り具体的な内容を記載すること(学年別、受検月別、課程別(全日制、定時制、通信制)、学科別(普通科、専門学科、総合学科)など)。

認定を受けた年度の次年度の事業概要報告書には、認定を受けた年度の翌年度の実施校数・受検者数に係る内容に加え、参考として認定年度の実施校数・受検者数に係る内容についても記載すること。(例:2021年度に認定を受けた測定ツールについては、2022年度事業概要報告書(実施期間:2022年4月1日~2023年3月31日)に2022年度の実施校数・受検者数に係る内容に加え、参考として2021年度の実施校数・受検者数に係る内容についても記載。)

(2) 試験実施後の検証内容(正答率や解答内容を踏まえたテスト仕様の検証など)

具体的な検証方法

試験実施後の検証方法について、可能な限り具体的な内容を記載すること(作問委員会による事後検討、信頼性などの統計指標による検証、第三者による評価など)。

具体的な検証項目・内容

試験実施後の検証項目・内容について、可能な限り具体的な内容を記載すること(問題内容、測定手段、採点基準など)。

(3) 今後の改良の方向性

上記検証結果や利用者の状況、審査会の指摘事項を踏まえた改良方針について可能な限り具体的な内容を記載すること。なお、利用者の状況を把握する具体的な方法(アンケート、口頭での意見聴取など)についてもあわせて記載すること。

- (4) (PBT のみでの実施の場合) CBT での実施に向けた展望・検討状況
CBT での実施に向けた展望・検討状況について、可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (5) (IRT (Item Response Theory) を導入していない場合) IRT 導入に向けた展望・検討状況
IRT 導入に向けた展望・検討状況について、可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (6) (適応型テストを導入していない場合) 適応型テスト導入に向けた展望・検討状況
適応型テスト導入に向けた展望・検討状況について、可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (7) その他特記事項

(様式7)

「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールの変更について

年 月 日

事業者名						
測定ツール名	同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。					
対象教科	国語	数学	英語	測定内容の区分	基本タイプ	標準タイプ
認定年月日						

1	変更事項	変更が生じる様式	新(変更後)	旧(変更前)	変更予定年月日
	変更理由				
2	変更事項	変更が生じる様式	新(変更後)	旧(変更前)	変更予定年月日
	変更理由				

当該変更により認定要件に不適合となる場合	
----------------------	--

事務担当者名		所属部署	
連絡先	(電話番号) (FAX) (E-mail)		
住所			

変更のある様式については、変更後の内容を記載の上、添付してください。

(様式8)

「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールの廃止について

年 月 日

事業者名						
測定ツール名	同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。					
対象教科	国語	数学	英語	測定内容の 区分	基本タイプ	標準タイプ
認定年月日						
廃止予定年月日						
廃止理由						

事務担当者名		所属部署	
連絡先	(電話番号) (FAX) (E-mail)		
住所			

「 高校生のための学びの基礎診断 」

Q & A

令和 2 年 3 月 改訂版

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

質問・回答の対象者が限定的な場合には、質問の末尾に対象者を記載しています。

目 次

1. 趣旨・目的	- 1 -
Q 1-1 現在高校現場で利用されている業者テストと比べて何が変わるのか。「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールを活用することのメリットは何か。	- 1 -
Q 1-2 基礎診断制度の創設により、高校教育はどのように変わるのか。	- 1 -
Q 1-3 基礎診断の利活用が促進されることにより、各学校の教育課程が画一化され、授業内容が基礎診断の対策となるのではないかと。	- 1 -
Q 1-4 「高校生のための学びの基礎診断」の受検は必須なのか。	- 2 -
Q 1-5 国としては、特に、どの学力レベルの学校に、この制度の焦点をあてたいと考えているのか。	- 2 -
Q 1-6 教育再生実行会議第四次提言で導入が提言されたのは、高校生の共通的な学習の達成度を把握するものではなかったか。多様な民間の試験等から学校が選択する方式で共通的な学習の達成度を測ることができるのか。	- 3 -
Q 1-7 文部科学省は受検者全体の点数やスコアを公表するのか。	- 3 -
Q 1-8 「主体的・対話的で深い学び」との関係はどのようなものか。	- 3 -
Q 1-9 基礎診断は生徒の学習意欲の喚起や自己肯定感の向上に役立つのか。	- 4 -
Q 1-10 高等学校卒業程度認定試験との関係はどのようなものか。	- 4 -
Q 1-11 英語について、大学入学共通テストで民間の検定試験を活用することとの関係はどのようなものか。	- 4 -
Q 1-12 今後のスケジュールはどのようにになるのか。	- 5 -
Q 1-13 認定の際に「指摘事項」が付されている測定ツールがあるが、改善等のフォローアップは今後、どのように行うのか。	- 5 -
Q 1-14 実施状況のフォローアップ・検証はいつからどのように行うのか。	- 5 -
Q 1-15 平成30年3月に学習指導要領が改訂されたが、今回の認定との関係はどうなっているか。	- 5 -
Q 1-16 2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応方針はいつ頃示されるのか。	- 6 -
2. 枠組み概要	- 6 -
Q 2-1 申請にあたって日本での法人格は必要か。【民間事業者向け】	- 6 -

- Q 2-2 複数の民間事業者で協力体制を構築して申請することは可能か。例えば、問題作成を担当する事業者と成績処理を担当する事業者の2つの事業者が協力して実施する場合、共同体として審査の対象になるのか。【民間事業者向け】 - 6 -
- Q 2-3 地方公共団体が施策として実施する学力調査も基礎診断として認定されることはあるのか。【学校・教育委員会向け】 - 6 -
- Q 2-4 単教科の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-5 複数教科セットの測定ツールについて、教科別に認定を受けることが可能か。
(例：国数英の3教科セットの測定ツールで国数の2教科のみ認定)【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-6 資格・検定試験等の場合、級別に認定を受けることとなるのか。複数の級をまとめて1件として認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-7 既存の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-8 既存の測定ツールが「認定基準」に適合していなくても適合するよう改良すれば認定されるのか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-9 認定申請の対象となる測定ツールは、平成30年度の採用実績がなければ認定されないのか。平成31年度に新規に実施する場合は認定されないのか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-10 平成30年度にどの程度の申請があり、どの程度認定したのか。 - 8 -
- Q 2-11 高等学校における利用見込みはどのくらいか。 - 8 -
3. 出題に関すること - 8 -
- Q 3-1 学習指導要領全体をカバーしないといけないのか。例えば、国語については、「古典を含まない」場合は問題ないか。【民間事業者向け】 - 8 -
- Q 3-2 今後、専門学科において開設される各教科も対象とすることはありうるのか。 .. - 8 -
- Q 3-3 難易度はどうなるのか。 - 9 -
- Q 3-4 同じタイプ(基本タイプ、標準タイプ)で業者の異なる測定ツールの難易度等は共通性が保たれているのか。統一の指標を作成しないのか。 - 9 -
- Q 3-5 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題とはどのようなものか。 - 9 -
- Q 3-6 「一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題」とは、単語を記述させるような問題も含まれるのか。 - 10 -
- Q 3-7 英語4技能測定の認定基準の考え方はどのようなものか。 - 10 -
- Q 3-8 英語の「話す」技能の測定において、「音読」や「復唱」などを音声判定で行うようなものであっても要件を満たすこととなるのか。【民間事業者向け】 - 10 -
- Q 3-9 年度ごとに新しい問題を用意する必要があるか。【民間事業者向け】 - 10 -
- Q 3-10 共通問題(年度・回をまたいだ同一問題の出題)の出題は必須か。【民間事業者向け】 - 11 -
- Q 3-11 基本タイプについては、共通必修科目からの出題を設定しなくてもよいのか。【民間事業者向け】 - 11 -
- Q 3-12 認定基準には、「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。」とあるが、学習進度によって各回の

出題範囲が異なる一連の測定ツール（以下「シリーズもの」）であって、高校1年生の4月や高校3年生の受検回があるものについても、全ての回で共通必修科目から出題しないとイケないのか。【民間事業者向け】	- 11 -
Q 3-1 3 Q 3-1 2 で示された「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合」の考え方は、資格・検定試験など、受検回が1回の測定ツールにもあてはまるのか。【民間事業者向け】	- 11 -
Q 3-1 4 測定ツールの一部に国数英の教科に属さない内容（以下「教科外の内容」）が含まれる場合、認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】	- 12 -
4 . 結果提供に関すること	- 12 -
Q 4-1 結果提供先は学校か、それとも生徒個人か。【民間事業者向け】	- 12 -
Q 4-2 結果について、電子媒体で学校にメール送付する場合や専用 Web サイトから学校・生徒に直接ダウンロードしてもらう場合、紙媒体で返却しなくてもよいのか。【民間事業者向け】	- 12 -
Q 4-3 採点基準については非公表としてもよいのか。【民間事業者向け】	- 13 -
Q 4-4 進路指導等に活用できる判定基準等の結果を提供する測定ツールが認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】	- 13 -
Q 4-5 認定ツールを選択する場合、診断結果のフィードバックについて学校への助言訪問や、診断結果に対する生徒・教職員・保護者からの質問への個別対応等のオプションを民間事業者に要求してもよいのか。【学校・教育委員会向け】	- 13 -
5 . 運営その他に関すること	- 13 -
Q 5-1 実施時期は文部科学省が定めるのか。それとも基礎診断として認定された測定ツールを提供する民間事業者が定めるのか。	- 13 -
Q 5-2 測定ツールが基礎診断として認定を受けた場合、どのような表示をすればよいのか（表示方法のルールなど）。【民間事業者向け】	- 13 -
Q 5-3 障害のある受検者への配慮の方法は具体的に示されるのか。【学校・教育委員会向け】	- 14 -
Q 5-4 英語の「聞く」「話す」技能について、聴覚に障害のある方については難しいと思われるが、その場合には他の受検者への結果資料と異なる資料となってもよいのか。【民間事業者向け】	- 14 -
Q 5-5 事前又は事後の学習教材、解答・解答方法等を解説する教材は必要か。また、オプション料金又はセット料金で提供しても差し支えないか。【民間事業者向け】	- 14 -
Q 5-6 個人受検はどういった場合を想定しているか。【民間事業者向け】	- 15 -
Q 5-7 文部科学省としては個人受検を可能とすべきと考えているのか。【民間事業者向け】	- 15 -
6 . 認定後の遵守事項	- 15 -
Q 6-1 2018年度に認定を受けた測定ツールについて、2018年度の事業概要を報告する必要があるのか。【民間事業者向け】	- 15 -

Q 6-2	どのような場合に変更の届出をする必要があるのか。一度認定された測定ツールについて、問題を変更する場合にその都度届出の必要があるのか。また、届出の期限はいつになるのか。【民間事業者向け】	- 15 -
Q 6-3	「受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと」とあるが、「学校等」の「等」には、受検者（生徒）、保護者は含まれるのか。	- 16 -
Q 6-4	「学校等の同意なく」ということは、同意があれば「公表」「提供」をしてよいのか。	- 16 -
Q 6-5	受検の有無に関する意思表示の他に、テスト情報の扱いに関する契約を結ぶ必要があるのか。【民間事業者向け】	- 16 -
Q 6-6	測定ツールの名称に「テスト」が入っているものは認定されないのか。【民間事業者向け】	- 16 -
7	審査	- 16 -
Q 7-1	審査はどのように行われるのか。	- 17 -
Q 7-2	「審査員」の名前は公表されるのか。また、審査は公開されるのか。	- 17 -
Q 7-3	審査結果はいつ、どのように民間事業者へ通知され、いつ頃公表されるのか。	- 17 -
Q 7-4	審査会の指摘事項に対応しないと認定が取り消されるのか。【民間事業者向け】	- 17 -
8	情報提供	- 17 -
Q 8-1	認定に向けて申請をした民間事業者の測定ツール名やその内容について、申請を受け付けた段階で公表されるのか。【学校・教育委員会向け】	- 17 -
Q 8-2	文部科学省からの情報提供先が「教育委員会等」とされているが、この「等」には私立学校や大学も含まれるのか。	- 18 -
9	活用方法	- 18 -
Q 9-1	診断結果を授業改善に活用するための具体的な方策はどのようなものが考えられるか。【学校・教育委員会向け】	- 18 -
Q 9-2	高等学校の魅力づくり、質の確保のための体制強化、学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組について、基礎診断の結果が具体的にどのように活用できるのか。【学校・教育委員会向け】	- 18 -
Q 9-3	基礎診断の結果について、設置者へのデータ提供（受検校、成績、分析結果等）はなされるのか。また、どれくらい具体的なデータがどのような形式で提供されるのか。【学校・教育委員会向け】	- 19 -
Q 9-4	各教育委員会の活用の状況や活用方法についての情報を公開するのか。【学校・教育委員会向け】	- 19 -
Q 9-5	教育委員会等にはどのようなことが期待されているのか。【学校・教育委員会向け】	- 19 -
Q 9-6	基礎診断として認定された測定ツールを活用する場合、教科の種類や実施回数・時期等は学校で決めてよいのか。【学校・教育委員会向け】	- 20 -

Q 9-7 学校等が基礎診断として認定された測定ツールを単教科のみ選択・活用することは可能か。【学校・教育委員会向け】	- 20 -
Q 9-8 各校での基礎診断の実施時間の扱いはどのようなものか（教育課程外で実施するの か）。【学校・教育委員会向け】	- 20 -
Q 9-9 認定ツールを提供する民間事業者により実施日が定められ、教育課程外で実施せざるを得ない場合、試験の監督は誰が行うのか。教師が行うのであれば勤務や手当の扱い等の問題が生じる可能性があるのではないか。【学校・教育委員会向け】 ..	- 20 -
Q 9-10 「基礎診断の結果については、高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項として記録することが想定される」とあるが、その目的は何か。また、想定される記録内容はどのようなものか。【学校・教育委員会向け】 ..	- 21 -
Q 9-11 専門高校における専門教科についても学力保障が必要であり、これについては校長会が実施する検定等の活用を含め、各学校が学習状況を評価し、指導の工夫・充実をしていく必要があるのではないか。【学校・教育委員会向け】	- 21 -
10 . 受検料.....	- 21 -
Q 10-1 受検料はどのように設定されるのか。	- 21 -
Q 10-2 経済的に困難な事情にある生徒に対しては、受検料負担を軽減すべきでないか。国においてはどのような経済的支援が実施されるのか。	- 22 -
Q 10-3 経済的に困難な事情にある生徒に対し、受検料負担を軽減する場合には、申請様式1の「受検料」にどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】	- 22 -
11 . 結果の副次的な利用.....	- 22 -
Q 11-1 基礎診断の結果の進学・就職等への活用の考え方はどのようなものか。	- 22 -
Q 11-2 調査書等に診断結果を記載するようになるのか。	- 23 -
12 . 様式等.....	- 23 -
Q 12-1 申請書の様式の行の追加・回答欄の大きさや文字サイズ・フォントの変更、アンダーラインの追加を行ってもよいか。【民間事業者向け】	- 23 -
Q 12-2 申請書様式1「主な対象者」の欄には、学年を記載するのか。それとも学力層を記載するのか。学年を記載する場合、特に英語の場合は能力差が大きいため、小学3年～高校3年といった広い範囲を対象者とすることは可能か。【民間事業者向け】	- 24 -
Q 12-3 申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」や申請書様式5「サンプル問題について」については、出題内容を特定されないよう、ある程度おおまかな記載となっても差し支えないか。【民間事業者向け】	- 24 -
Q 12-4 (様式5)のサンプル問題について、大問2題(英語の場合は、2～4題)を提出することとなっているが、小問が10問程度ある大問であっても、全ての小問を提出する必要があるのか。【民間事業者向け】	- 24 -
Q 12-5 (様式5)のサンプル問題について、共通必修科目から出題する必要があるか。【民間事業者向け】	- 24 -

Q 12-6 複数教科セットの測定ツールを申請する場合、(様式2)において、全教科共通の取扱いとしている事項はどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】 - 25 -

1. 趣旨・目的

Q1-1 現在高校現場で利用されている業者テストと比べて何が違うのか。「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールを活用することのメリットは何か。

A

現在、民間事業者から提供されている試験等においても、同じような機能や役割を有しているものも見られますが、「高校生のための学びの基礎診断」(以下「基礎診断」)として認定された測定ツールの主な特長としては、

- ・受検者個人だけでなく、学校等へのフィードバックも重視し、学校におけるPDCAサイクルの取組の促進に資すること
- ・思考力・判断力・表現力等を丁寧に把握できる記述式問題の出題を必須としていることや、原則として英語4技能を測定すること
- ・学習指導要領に照らしてどのような資質・能力を測定するのかについて、出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」(申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照)を民間事業者に明らかにしていただき、認定されたものについては当該情報を公表することを通じて、学校等が自らの実情に相応しい測定ツールを選択できること

などが挙げられます。こうした特長を活かした基礎診断として認定された測定ツールの活用が促進されることが期待されます。

Q1-2 基礎診断制度の創設により、高校教育はどのように変わるのか。

A

高大接続改革における高校教育改革は、高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)で示されている通り、教育課程の見直し、指導方法の改善と教員の指導力向上、多面的な評価の推進の観点から進めるものです。

基礎診断制度の創設は、あくまで多面的な評価の推進の一部であり、このことのみで高校教育の質の確保・向上が実現するものではありませんが、高等学校において、多様な測定ツールを活用し、指導の工夫・充実に向けたPDCAサイクルの取組が進められるよう、総合的に取組を進めていきます。

Q1-3 基礎診断の利活用が促進されることにより、各学校の教育課程が画一化され、授業内容が基礎診断の対策となるのではないか。

A

基礎診断は、「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「それによる高校生の学習意欲の喚起」を図るため、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する仕組みです。高等学校における多様な学習活動を念頭に、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待されます。各高等学校や教育委員会等は、それぞれの判断により、教育目標や生徒の実態等を踏まえて適切な測定ツールを選択・活用するものであり、

基礎診断として認定された測定ツール以外の測定ツールを活用することを妨げるものではなく、授業内容が基礎診断対策となるようなことはありません。

Q1-4 「高校生のための学びの基礎診断」の受検は必須なのか。

A

「高校生のための学びの基礎診断」は、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るため、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する仕組みです。このため、「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを利活用するかどうかについては、各設置者及び学校の判断になります。なお、認定ツールを利活用する場合には、教育目標や生徒の実態、審査委員会からの指摘事項、経済的負担などを考慮して御検討ください。また、本認定ツールを利活用しない場合においても、高校教育の質の確保・向上の観点から、高校生に対して、基礎学力の定着や学習意欲の喚起を促すP D C Aサイクルの構築・確立に向けた取組を進めていただくことが期待されます。

Q1-5 国としては、特に、どの学力レベルの学校に、この制度の焦点をあてたいと考えているのか。また、各学校において、どのように測定ツールを活用してほしいと考えているか。

A

高等学校については、進学率の高まりとともに、生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化に対応して、教育内容の多様化が進められてきた一方で、学習意欲が低い者を含め、基礎学力が不足している者も見られ、また、大学入学者選抜機能の低下も進むなどの状況も重なり、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を確実に育み、生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図ることが課題として認識されています。

このような背景の下、高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)で提言された「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については、有識者による検討・準備グループにおける検討や実践研究校の協力を得て実施された試行調査の成果等を踏まえ、平成29年7月13日に、名称も新たに「高校生のための学びの基礎診断」として実施方針が示されました。当該方針を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおいて議論を重ね、平成30年3月6日に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等について」(以下「検討WG取りまとめ」)が取りまとめられました。

「検討WG取りまとめ」においては、「各学校においては、生徒の実態等を踏まえて教育目標を設定し、その実現を目指して各教科・科目等を選択し、教育課程を編成する上で、生徒に身に付けさせたい学力の水準やその把握方法を設定することが望まれるが、これらを通して育成しようとする資質・能力を測定するのにふさわしい認定ツールを選択・活用することが重要である」ことや「高等学校における多様な学習状況や学習ニーズの多様化を踏まえ、高等学校の実態に応じて選択できるよう、個々の民間事業者等や基礎診断制度全体において、難易度が異なる複数レベルの問題セットをはじめとした多様な測定ツール

が開発・提供されることが望まれる」ことが示されています。

なお、測定ツールには、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視した「基本タイプ」、高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視した「標準タイプ」の2つのタイプを設定しています。

Q1-6 教育再生実行会議第四次提言で導入が提言されたのは、高校生の共通的な学習の達成度を把握するものではなかったか。多様な民間の試験等から学校が選択する方式で共通的な学習の達成度を測ることができるのか。

A

高校教育の質の確保・向上については、教育再生実行会議第四次提言を受け、中央教育審議会、高大接続システム改革会議での議論、検討を重ねてきました。

こうした検討を経て、高大接続システム改革会議「最終報告」では、「各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう」、同一問題・一斉実施の方式ではなく、複数レベルの問題から学校が選んで受検すること、学校行事等を考慮しながら実施時期を柔軟に設定できる仕組みとすること等を提言としていただいたところです。

こうした提言を受け、高等学校の多様性に対応した効率的な実施体制を実現するための方策として、基礎学力の定着度合いを測定する多様な民間の試験等を認定する基礎診断の制度を創設したものです。

多様な民間の試験等を認定するに当たっては、学習指導要領を踏まえた出題や思考力・判断力・表現力等を問うための記述式問題の出題など、最低限必要となる共通性の確保の観点から認定基準を設定し、これに適合しているかどうか専門家による審査会において審査することとしています。

基礎診断制度は、3年経過後の見直しなど、運用開始後も随時発展的に改善していくものであり、共通尺度による評価なども将来的な検討課題と認識しています。まずは本制度を着実に定着させつつ、より高校教育の質の確保・向上に資する仕組みとなるよう、継続的に検討を進めていきます。

Q1-7 文部科学省は受検者全体の点数やスコアを公表するのか。

A

基礎診断は結果を受検者個人や学校等にフィードバックすることにより、学校におけるPDCAサイクルの取組の促進に資することを目的としておりますので、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等間で比較できるような情報を公表する予定はありません。

Q1-8 「主体的・対話的で深い学び」との関係はどのようなものか。

A

「主体的・対話的で深い学び」は、学習を質的に改善するための授業改善の視点であり、基礎診断は、高校生に求められる基礎学力の定着度合いを把握し、学習改善・指導改善、高等学校のPDCAサイクルの構築を促進するための制度です。高等学校においては、「主体

的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う際に、基礎診断の結果を踏まえることも期待されます。

Q1-9 基礎診断は生徒の学習意欲の喚起や自己肯定感の向上に役立つのか。

A

基礎診断の認定を受けた測定ツールの活用により、生徒が診断結果から自らの強みと弱みを理解し、効果的に学習に取り組むことが可能となるとともに、学習の成果や達成感を実感することで、自己肯定感・自己有用感を高めたり、教師による指導と相まって、学習への動機づけとして活用したりすることが想定されます。

各民間事業者には、創意工夫の下、これらの機能・役割を十分に果たし、多くの高等学校や教育委員会等から選ばれる測定ツールの開発・提供に取り組んでいただくことが期待されます。

Q1-10 高等学校卒業程度認定試験との関係はどのようなものか。

A

高等学校卒業程度認定試験(「以下「高卒認定試験」)は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等を対象として、学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。

一方で、基礎診断は、基本的に高等学校に在学する生徒を対象として、校長の卒業認定権限を前提とした上で、義務教育段階の内容も含め、高校生に求められる基礎学力の定着度を把握することを目的として設けるものであり、主な対象者や目的が異なります。

また、国語・数学・英語の出題範囲などに一定の共通性はありますが、高卒認定試験は、実施主体が民間事業者ではなく国であることなどが基礎診断とは異なります。

Q1-11 英語について、大学入学共通テストで民間の検定試験を活用することとの関係はどのようなものか。

A

基礎診断については、あくまで、基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に向けて、指導の工夫・充実のためのツールとして用いることを目的としたものであり、高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築の観点からの基準を設定し、これに照らして民間の試験等を認定するものです。

一方、大学入学共通テスト(以下「共通テスト」)については、各大学が入学選抜における評価材料の一部として利用できるように、英語の民間の資格・検定試験の成績を活用しようというものであり、両者は活用目的や認定基準・参加要件等が異なるものです。

ただし、共通テストにおける「大学入試英語成績提供システム」に参加する資格・検定試験についても、基礎診断の認定基準に適合すると認められれば認定を受ける可能性はあります。

Q1-12 今後のスケジュールはどのようになるのか。

A

平成30年12月26日に認定した測定ツールを民間事業者等に個別に通知するとともに、申請内容の情報を一覧にして文部科学省ホームページ（URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm）で公表しています。学校や教育委員会等において、当該情報を参考とし、選択・利活用について検討を行い、平成31年度から各高等学校等において本格的に利活用いただくことを想定しています。平成31年度以降の認定申請については、基本的には認定を受ける年度の4月1日より申請受付開始、6月末申請締切、7～9月頃審査、10～11月頃審査結果の通知というスケジュールで実施する予定です。なお、平成30年度の認定に当たって「指摘事項」が付された測定ツールについては、審査委員会において改善状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて結果を公表しつつ、さらなる改善を促していくこととしています。

さらに、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき、2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。

Q1-13 認定の際に「指摘事項」が付されている測定ツールがあるが、改善等のフォローアップは今後、どのように行うのか。

A

今回の認定に当たって「指摘事項」が付された測定ツールについては、審査委員会において改善状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて結果を公表しつつ、さらなる改善を促していくこととしています。さらに、文部科学省では、有識者によるワーキンググループを設置し、次期認定基準等の改訂に向けた検討を開始して、取りまとめた内容については順次公表する予定です。

Q1-14 実施状況のフォローアップ・検証はいつからどのように行うのか。

A

基礎診断制度については、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき2022年度の入学生から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。明確な時期や具体的な検証方法は未定ですが、実施状況の検証の一環として、各教育委員会等における活用方針や支援策など関与の状況や活用状況を含めた調査、その結果の分析・公表などを考えています。

Q1-15 平成30年3月に学習指導要領が改訂されたが、今回の認定との関係はどうなっているか。

A

今回の認定基準は、制度を早期かつ円滑に導入するための審査基準であり、現行学習指

導要領の下で審査・認定を行っています。このため、各事業者には、平成31年4月から新学習指導要領への移行期間が開始することを踏まえ、その対応に向けて早期に検討を開始するよう促しています。

Q1-16 2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応方針はいつ頃示されるのか。

A

基礎診断制度については、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき、2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。

対応方針をお示しする明確な時期は未定ですが、民間事業者が次期高等学校学習指導要領に対応した測定ツールを開発・申請する際に支障が生じないよう、できる限り早期に対応方針を示せるよう努めたいと考えています。

2. 枠組み概要

Q2-1 申請にあたって日本での法人格は必要か。【民間事業者向け】

A

必要ありません。

Q2-2 複数の民間事業者で協力体制を構築して申請することは可能か。例えば、問題作成を担当する事業者と成績処理を担当する事業者の2つの事業者が協力して実施する場合、共同体として審査の対象になるのか。【民間事業者向け】

A

一つの測定ツールについて複数の民間事業者が共同して申請することは可能です。申請に当たっては、測定ツールを提供するに当たって責任を持つ者が申請することになりますので、複数の民間事業者による協力の在り方は様々であると思われませんが、例えば、代表機関が申請することや連名で申請することなどが考えられます。なお、いずれにおいても、連絡調整をするための窓口となる事務担当者を登録いただくことは必要です（申請書様式1参照）。

Q2-3 地方公共団体が施策として実施する学力調査も基礎診断として認定されることはあるのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する“民間の”試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みであるため、実施主体が地方公共団体であるものは対象としていません。

Q 2-4 単教科の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】

A

国語、数学又は英語の単教科の測定ツールも基礎診断の認定の対象となります。

Q 2-5 複数教科セットの測定ツールについて、教科別に認定を受けることが可能か。

(例：国数英の3教科セットの測定ツールで国数の2教科のみ認定)【民間事業者向け】

A

可能です。

Q 2-6 資格・検定試験等の場合、級別に認定を受けることとなるのか。複数の級をまとめて1件として認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】

A

測定ツール単位で認定することを基本としているため、級が異なる資格・検定試験等の場合は、それぞれを1件として申請いただくことになります。

Q 2-7 既存の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】

A

認定基準に適合するものであれば、既存の測定ツールについても認定の対象となります。

Q 2-8 既存の測定ツールが「認定基準」に適合していなくても適合するよう改良すれば認定されるのか。【民間事業者向け】

A

これまでの実績の有無に関わらず、既存の測定ツールを改良したものが認定基準に適合するものであれば、認定を受けることができます。

Q 2-9 認定申請の対象となる測定ツールは、平成30年度の採用実績がなければ認定されないのか。平成31年度に新規に実施する場合は認定されないのか。【民間事業者向け】

A

新規に開発・提供する測定ツールであって、申請時点で未実施のものについては、受検申込み開始予定時期及び実施開始予定時期を明らかにした上で申請いただき(申請書様式1「実施期間、年間実施回数」参照)認定基準に適合するものであれば、それまでの実績の有無に関わらず、認定の対象となります。

なお、認定基準には、例えば難易度設定の考え方・方法、問題の質を確保するための方法、採点の方法と体制(申請書様式2「.(3)難易度設定の考え方・方法」,「.(1)問題の質を確保するための方法」,「.(3)採点の方法と体制」参照)など民間事業者において十分な準備を要する事項が含まれますので、御注意ください。

Q 2-1 0 平成 30 年度にどの程度の申請があり、どの程度認定したのか。

A 平成 30 年度には、9 事業者から 27 認定ツールの申請がありました。申請一覧については以下の URL を参照してください。なお、その後、1 事業者 2 測定ツールの申請取り下げがありました。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/_icsFiles/afiedfile/2018/07/13/1407137_1_1.pdf

審査の結果、9 事業者の 25 測定ツールを認定いたしました。認定した測定ツール一覧については以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/_icsFiles/afiedfile/2018/12/26/1411945_001.pdf

なお、令和元年度の申請はありませんでした。

Q 2-1 1 高等学校における利用見込みはどのくらいか。

A 令和元年 5 月末日現在における測定ツールの利用見込みについてアンケート調査（任意回答）を実施しております。調査結果については以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/content/20191216_mxtkougou02_000003169_1.pdf

3 . 出題に関すること

Q 3-1 学習指導要領全体をカバーしないといけないのか。例えば、国語については、「古典を含まない」場合は問題ないか。【民間事業者向け】

A

認定基準にある「学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め」るに当たっては、必ずしも学習指導要領に示す内容の全てを網羅する必要はありません。学習指導要領に示す内容のうち、どの領域や事項に対応して問題を設計するかは、それぞれの測定ツールの目的や主な対象者によって異なることから、測定ツール毎に、申請書において学習指導要領を踏まえた出題の基本方針（申請書様式 2「 . (1) 出題の基本方針」参照）や、出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」（申請書様式 4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照）を明らかにしていただき、認定されたものについては当該情報を公表することを通じて、学校等が自らの実情に相応しい測定ツールを選択できるようにしていきます。

Q 3-2 主要 3 教科のみではなく、今後は、他の必修教科目や専門学科の各教科も対象と

することはありうるのか。

A

「高大接続システム改革会議(最終報告)」では、「多様な学習成果を測定するツールを充実する観点から、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進や各種民間検定の普及促進を図るとともに、(中略)生徒の基礎学力の定着度合いを把握する仕組みとして、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。」とされ、「検討WG取りまとめ」では、「将来的には、地理歴史、公民、理科その他の教科にも対象を広げていくことが望まれる」とされています。今後、運用開始後の実施状況を踏まえつつ、他の必履修科目や専門学科の各教科を含め、対象教科の在り方についても検討していくこととしています。

Q 3-3 難易度はどうなるのか。

A

基礎診断は、多様な民間の試験等について、認定基準に照らして認定する仕組みであるため、「測定しようとする資質・能力の具体的な内容」や「難易度」が異なる多様な測定ツールが認定されると考えています。その上で、大まかな区分としては、高等学校の共通必履修科目の内容を重視した標準タイプと、主に義務教育段階の内容を重視した基本タイプの2つの区分を設けた上で、その中で更に学校や生徒の実情に合った適切なものを吟味・選択できるように、それぞれの測定ツールの情報開示を行っていきます。

Q 3-4 同じタイプ(基本タイプ、標準タイプ)で業者の異なる測定ツールの難易度等は共通性が保たれているのか。統一の指標を作成しないのか。

A

異なる事業者の測定ツール間の難易度比較や共通尺度による評価については、運用開始時点では制度的に確保されていません。基礎診断制度は、3年経過後の見直しなど、運用開始後も随時発展的に改善していくものであり、これらの点は将来的な検討課題として、より高校教育の質の確保・向上に資する仕組みとなるよう、継続的に検討を進めていきます。

Q 3-5 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題とはどのようなものか。

A

主として思考力・判断力・表現力等を問う問題とは、何を理解しているか、何ができるか(知識・技能)を踏まえて、理解していること・できることをどう使うかという点に焦点を当てた問題のことを意味しています。中央教育審議会答申(平成28年12月21日)では、以下のような思考・判断・表現を行うことができることが重要であるとしています。

- ・新たな情報と既存の知識を適切に組み合わせ、それらを活用しながら問題を解決したり、考えを形成したり、新たな価値を創造していくために必要となる思考
- ・必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定
- ・伝える相手や状況に応じた表現

次項で触れる「一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題」も、主として思考力・判

断力・表現力等を問う問題の一つの形式として有効なものと考えています。

Q 3-6 「一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題」とは、単語を記述させるような問題も含まれるのか。

A

「記述式」問題とは、自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの(一つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。)と整理しています。一方、解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するものは、「短答式」問題として整理しています(申請書様式 2「 .(2) 出題形式」記載要領参照)。このような「短答式」問題や、単なる「選択式」問題のみで構成される測定ツールは、認定の対象とはなりません。

Q 3-7 英語 4 技能測定の認定基準の考え方はどのようなものか。

A

現在の民間の試験等を見ると、英語単独の測定ツール(資格・検定試験等)と国語・数学・英語の 3 教科セットの測定ツールとで英語の技能測定の機能に差があり、3 教科セットの測定ツールでは、特に「話す」技能測定の機能が具備されていない状況です。

このため、基礎診断の認定基準では、「聞く」「読む」「話す」「書く」の英語 4 技能測定を原則としつつ、経過措置として、3 教科セットの測定ツールに限り、2022 年度から実施される次期高等学校学習指導要領に移行する前の 2021 年度までの間は、「話す」技能の測定までは必須としないが、「話す」技能を測定しない場合は、「話す」技能の測定に代えて、問題・解答例・採点基準を提供することとしても差し支えないこととしています。

Q 3-8 英語の「話す」技能の測定において、「音読」や「復唱」などを音声判定で行うようなものであっても要件を満たすこととなるのか。【民間事業者向け】

A

英語の「話す」技能測定については、大綱的な要件となっており、例えば、「発表」と「やりとり」の二つの領域を網羅することなども求めています。したがって、音読、復唱も含め、どのような問題構成とするかは、それぞれの測定ツールの目的・主な対象者などによって異なるものと考えていますが、「測定」する以上は採点の信頼性や公平性なども含め、安定的な結果提供がなされることが必要です。

Q 3-9 年度ごとに新しい問題を用意する必要があるか。【民間事業者向け】

A

一つの測定ツールにおいて、各回を通じて同一の問題が含まれていても構いません。ただし、特に問題セット全体が各回を通じて同一である場合などは、申請書に記載(申請書様式 1「申請する測定ツールの特長・活用例等」、申請書様式 2「出題に関すること(5) その他特長」を参照)することを通じて、その旨があらかじめ適切に開示されている必要があると考えています。

Q 3-1 0 共通問題（年度・回をまたいだ同一問題の出題）の出題は必須か。【民間事業者向け】

A

一つの測定ツールにおいて、各回を通じた同一の問題を出題しなければならないものではありません。

Q 3-1 1 基本タイプについては、共通必履修科目からの出題を設定しなくてもよいか。【民間事業者向け】

A

基本タイプであっても、基本的には、共通必履修科目からの出題を含むことが必要です。ただし、同一の測定ツール名の基本タイプと標準タイプの両方を申請する場合（ ）に限り、基本タイプには、共通必履修科目からの出題を含めず、義務教育段階（中学校卒業程度）のみから出題しても差し支えありません。

級別の資格・検定試験等であって、ある級は義務教育段階の内容のみで構成され（基本タイプ）、別の級は共通必履修科目中心の内容で構成される場合（標準タイプ）を想定。

資格・検定試験では、一つの学校・学年・学級でも、生徒によって受検する級を選択する場合があります。ある生徒は基礎診断の認定を受けた測定ツールを受検し、ある生徒は基礎診断の認定を受けていない測定ツールを受検するといった事態を避けるためです。

このような趣旨から、審査の結果、標準タイプが認定されない場合には、基本タイプも認定を受けることはできません。

なお、基本タイプと標準タイプの双方が認定された場合でも、各学校や生徒等が、いずれか一方のみを受検することは可能です。

Q 3-1 2 認定基準には、「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必履修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。」とあるが、学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツール（以下「シリーズもの」）であって、高校1年生の4月や高校3年生の受検回があるものについても、全ての回で共通必履修科目から出題しないといけないのか。【民間事業者向け】

A

シリーズものについては、学習進度に配慮して、高校1年生の4月の受検回などにおいて共通必履修科目から出題しない（義務教育段階のみ出題する）ことや、高校3年生の受検回などにおいて義務教育段階から出題しないことは差し支えないこととしております。ただし、シリーズものであっても、全ての回を総合して「共通必履修科目を中心に出题すること」、「義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること」という原則を満たす必要があります。

Q 3-1 3 Q 3-1 2 で示された「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合」の考え方

は、資格・検定試験など、受検回が1回の測定ツールにもあてはまるのか。【民間事業者向け】

A

認定基準における「学習進度に配慮して出題範囲を設定する」測定ツールとは、シリーズもののみ該当します。なお、受検回が1回の測定ツール（基本タイプ）に関する扱いについては、Q3-11をご参照ください。

<参考>

	基本タイプ	標準タイプ
学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツール	Q3 - 12 参照	Q3 - 12 参照
受検回が1回の測定ツール	Q3 - 11 参照	Q3 - 13 参照

Q3-14 測定ツールの一部に国数英の教科に属さない内容（以下「教科外の内容」）が含まれる場合、認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】

A

測定ツールの一部に教科外の内容が含まれる場合であっても、認定を受けることは可能ですが、申請書様式の記載や認定後の広報にあたっては、当該測定ツールの認定対象となる部分又は認定の対象外となる部分がわかるよう、明示いただく必要があります。また、教科外の内容が測定ツール全体の一部にとどまる場合に限られます。

4 . 結果提供に関すること

Q4-1 結果提供先は学校か、それとも生徒個人か。【民間事業者向け】

A

基礎診断の結果は、生徒自身の学習改善、教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つなどに活用されることを基本としていますので、結果提供の方法・形式は問いませんが、何らかの形で生徒及び学校等に結果を提供いただく必要があります。

Q4-2 結果について、電子媒体で学校にメール送付する場合や専用 Web サイトから学校・生徒に直接ダウンロードしてもらう場合、紙媒体で返却しなくてもよいか。【民間事業者向け】

A

前項で回答したとおり、結果提供の方法・形式は問いませんので、紙媒体で返却いただく

なければならぬものではありませんが、何らかの形で生徒及び学校等に結果を提供いただく必要があります。

Q 4-3 採点基準については非公表としてもよいか。【民間事業者向け】

A

採点基準の公表は必須ではありませんが、生徒自身の学習改善、教師による指導の工夫・充実に活かせる観点からは、結果提供の内容として、正答・正答例のみならず、採点基準も提供されることが望ましいと考えます。

なお、3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能の扱いについては、Q3 - 7で述べたとおりです。

Q 4-4 進路指導等に活用できる判定基準等の結果を提供する測定ツールが認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】

A

「学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしている」ことをはじめとして、認定基準に適合することが確認できれば、進路指導に活用できる判定基準等の結果提供の有無によらず、認定を受けることは可能です。

Q 4-5 認定ツールを選択する場合、診断結果のフィードバックについて学校への助言訪問や、診断結果に対する生徒・教職員・保護者からの質問への個別対応等のオプションを民間事業者に要求してもよいか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断として認定された各測定ツールのオプションについて、開示されている情報のみで不明な点がある場合には、当該測定ツールを提供する民間事業者に御確認の上、御相談ください。

5 . 運営その他に関すること

Q 5-1 実施時期は文部科学省が定めるのか。それとも基礎診断として認定された測定ツールを提供する民間事業者が定めるのか。

A

実施時期は、基礎診断として認定された各測定ツールを提供する民間事業者が設定し、測定ツールによっては、民間事業者が特定の実施日などを定める場合もあります。なお、文部科学省が実施時期を定めることはありません。

Q 5-2 測定ツールが基礎診断として認定を受けた場合、どのような表示をすればよいか

(表示方法のルールなど)【民間事業者向け】

A

基礎診断に認定された測定ツールであることが分かるような表示が可能です(例:「文部科学省『高校生のための学びの基礎診断』認定 アセスメント」など)。ただし、複数教科セットの測定ツールであって、一部の教科のみ認定を受けている場合には、どの教科が認定を受けているのかわかるような表示とする必要があります。また、認定の有効期間がありますので、恒久的に認定を受けていると誤解されないような記載の配慮もお願いします。

Q 5-3 障害のある受検者への配慮の方法は具体的に示されるのか。【学校・教育委員会向け】

A

申請書様式2の「 . 情報開示に関すること (1) 障害のある受検者等への配慮」に受検者への配慮について記載いただきます。学校等の選択に資するようできる限り具体的に記載いただきたいと思います。

Q 5-4 英語の「聞く」「話す」技能について、聴覚に障害のある方については難しいと思われるが、その場合には他の受検者への結果資料と異なる資料となってもよいのか。【民間事業者向け】

A

生徒全員が完全に同一の結果提供を受けることは認定の要件とはなっていませんが、そのような取扱いについては、申請書に記載(申請書様式2「 . 情報開示に関すること (1) 障害のある受検者等への配慮」参照)することを通じて、あらかじめ適切に開示されている必要があると考えています。

Q 5-5 事前又は事後の学習教材、解答・解答方法等を解説する教材は必要か。また、オプション料金又はセット料金で提供しても差し支えないか。【民間事業者向け】

A

事前又は事後の学習教材や解答・解答方法等を解説する教材の提供は必須ではありませんが、「学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること」が求められます。なお、これらの教材の提供の有無については、学習改善や教師による指導の工夫・充実に対する効果と受検料への影響等とのバランスを考慮しつつ、測定ツールを開発・提供する民間事業者において最終的に御判断いただくものと考えています。また、通常受検料で測定ツールを提供することに加え、オプション料金又はセット料金で事前又は事後の学習教材等を提供することは妨げられませんが、受検を申込み学校等に必要な説明・情報提供が行われることが重要です。

Q 5-6 個人受検はどういった場合を想定しているか。【民間事業者向け】

A

学校(学年・学級)単位ではなく、生徒個人単位で受検を申し込み、学校外で実施する場合などを想定しています。

Q 5-7 文部科学省としては個人受検を可能とすべきと考えているのか。【民間事業者向け】

A

様々な生徒が受検機会を得られるよう、個人受検が可能であることが望ましいと考えています。

6 . 認定後の遵守事項

Q 6-1 2018年度に認定を受けた測定ツールについて、2018年度の事業概要を報告する必要があるのか。【民間事業者向け】

A

認定後の遵守事項として、認定を受けた次年度以降毎年度の事業概要を報告することとしていますので、2018年度に認定を受けた測定ツールについては、2019年度事業概要報告書(実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日)を2020年6月末までに提出する必要があります。2020年度事業概要報告書、2021年度事業概要報告書も同様です。なお、2018年度事業概要報告書を提出する必要はありませんが、2018年度の実施校数・受検者数に係る内容については、参考として2019年度事業概要報告書に記載する必要があります。

Q 6-2 どのような場合に変更の届出をする必要があるのか。一度認定された測定ツールについて、問題を変更する場合にその都度届出の必要があるのか。また、届出の期限はいつになるのか。【民間事業者向け】

A

原則として申請書に記載いただいた内容に変更がある場合には変更の届出を提出する必要があります。軽微なものや判断を迷うものがありましたら、個別に御相談ください。なお、基礎診断として認定された測定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」(申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照)に変更がある場合には届出を提出する必要がありますが、実際に出題する問題に変更がある場合に届け出る必要はありません。届出は随時受け付けていますが、特に測定ツールの大幅な改良を予定していたり、申請内容の記載が大きく変わったりするような場合には、必要に応じて審査会に付す必要がありますので、変更後の測定ツールの実施開始時期までに十分な余裕を持って御相談ください。

Q 6-3 「受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと」とあるが、「学校等」の「等」には、受検者（生徒）、保護者は含まれるのか。

A

受検結果の公表又は第三者への情報提供を推奨する趣旨ではありませんが、仮にこれらについて検討する場合には、同意するか否かについては、学校（学年・学級等も含む。）単位で受検する場合には、各学校において最終的に判断するものであると考えています（判断する過程で、各学校において生徒・保護者に対して説明を行うことや同意を得る必要があると考えています。）。また、設置者が主体となって実施する場合にも、前述同様、生徒・保護者の同意を得たうえでの各学校における判断を踏まえ、各設置者において最終的に判断するものであると考えています。

加えて、個人で受検する場合には、受検者が最終的に判断するものと考えています。

なお、当然のことながら、民間事業者等に対しては、関係法令に抵触しないよう、受検者の個人情報の保護を図ることが求められます。

Q 6-4 「学校等の同意なく」ということは、同意があれば「公表」「提供」をしてよいのか。

A

学校等の同意がある場合には受検結果の公表又は第三者への情報提供を妨げるものではありません。

Q 6-5 受検の有無に関する意思表示の他に、テスト情報の扱いに関する契約を結ぶ必要があるのか。【民間事業者向け】

A

形式は限定していませんが、個人情報保護の観点から、関係法令に抵触しないよう、受検者の個人情報の保護を図る必要があります。

Q 6-6 測定ツールの名称に「テスト」が入っているものは認定されないのか。【民間事業者向け】

A

名称に「テスト」が入っていることのみをもって認定されないというものではありませんが、測定ツールの名称は、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」ではなく「高校生のための学びの基礎診断」とすることとなった基礎診断の趣旨・目的を踏まえたものとする必要があります。

7 . 審査

Q 7-1 審査はどのように行われるのか。

A

毎年度7月から9月頃にかけて、測定ツールごとに各種専門家等の審査員により行われる分担審査と測定ツール全てを対象とした審査員全員及びその他の有識者で構成される審査会による全体審査の2段階のプロセスを経て、認定又は不認定の決定及び認定する場合における懸念点等の指摘事項の決定を行います。(詳細は「検討WG取りまとめ」P.4の . 5 . 参照)

Q 7-2 「審査員」の名前は公表されるのか。また、審査は公開されるのか。

A

審査員の氏名は公正かつ中立的な審査に著しい支障を及ぼすおそれがなくなった後、速やかに公開します。

審査は非公開とします。ただし、審査結果が取りまとまった後、原則として、議事要旨や審査において配布した資料を公開します。

Q 7-3 審査結果はいつ、どのように民間事業者へ通知され、いつ頃公表されるのか。

A

審査結果(認定又は不認定の旨、認定の場合における指摘事項、不認定の場合における不認定理由)は、10月～11月頃に、申請を行った民間事業者に対して、個別に通知するとともに、認定された測定ツールについては申請内容の情報を一覧にして文部科学省ホームページで公表する予定です。(詳細は「検討WG取りまとめ」P.5の5.(3)参照)

Q 7-4 審査会の指摘事項に対応しないと認定が取り消されるのか。【民間事業者向け】

A

審査会の指摘事項は、測定ツールを認定する前提で、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等がある場合に付されるものです。したがって、一旦認定を受けた測定ツールについては、その有効期間が過ぎるまでは、指摘事項に対応していないことのみを理由に認定を取り消されることはありません。他方、認定を受けた測定ツールについては、毎年度(認定を受けた年度は除く。)終了後6月末までに提出いただく事業概要報告の中で、指摘事項を踏まえた改良方針について可能な限り具体的に記載いただくこととなります(様式6「(3)今後の改良の方向性」参照)。

8 . 情報提供

Q 8-1 認定に向けて申請をした民間事業者の測定ツール名やその内容について、申請を

受け付けた段階で公表されるのか。【学校・教育委員会向け】

A

毎年度6月末までに申請を受け付けた測定ツールについては、その段階で申請書様式1の内容を中心とした基本情報（事業者名、測定ツール名、主な対象者、対象教科、基本タイプ/標準タイプの別、測定ツールの目的・概要、特長・活用例等、実施方式、試験時間、受検料、標準返却期間など）を公表する予定です。

Q 8-2 文部科学省からの情報提供先が「教育委員会等」とされているが、この「等」には私立学校や大学も含まれるのか。

A

認定した測定ツールの情報については、主な利用先である国公私立の高等学校を所管・所轄・設置する都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事部局、附属学校を置く国立大学法人等を通じてそれぞれ管下の学校に情報提供するとともに、広く文部科学省ホームページでも公表する予定です。

9 . 活用方法

Q 9-1 診断結果を授業改善に活用するための具体的な方策はどのようなものが考えられるか。【学校・教育委員会向け】

A

診断結果から生徒一人一人のつまづき箇所を分析し、弱点克服に向けて個別に学習指導や支援を行うために活用したり、学年・学級全体の傾向を分析することにより、多くの生徒がつまづいているところを重点的に指導したり、授業の構成を工夫したりするなどの授業改善を図ることが考えられます。

Q 9-2 高等学校の魅力づくり、質の確保のための体制強化、学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組について、基礎診断の結果が具体的にどのように活用できるのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断の活用により、認定を受けた各測定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」(申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照)の情報を基に、自らの学校で生徒に身に付けさせたい学力の水準や学校の教育目標を設定したり、見直したりすることにつながることができると考えられます。

基礎診断の結果については、基礎学力定着に向けた基本方針等を企画・立案したり、基礎学力向上に取り組む重点校の指定、少人数・習熟度別授業のための加配や補習指導員の配置などの判断材料の一つとして活用することが考えられます。

また、特に英語の「話す」技能の評価については、教師にとって採点の観点などを習熟する機会として、「話す」技能測定機能が具備された測定ツールを利用する場合には、提供さ

れた測定結果と教師自らが採点した結果を比較するなどして採点能力向上のための研修として活用したり、「話す」技能測定機能が具備されていない測定ツールを利用する場合にも、提供される問題、解答例、採点基準等を事前に習熟して各学校でスピーキングテストを実施することで、パフォーマンス評価の研修として活用したりすることが考えられます。

Q 9-3 基礎診断の結果について、設置者へのデータ提供（受検校、成績、分析結果等）はなされるのか。また、どれくらい具体的なデータがどのような形式で提供されるのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は学校での実施（学校（教室）を会場として、教師が試験監督や問題配布・回収を行うこと）を基本としており、教育委員会等の設置者がどの程度関与するかは基礎診断の活用方針などの設置者の判断によって異なるものと考えています。

このため、例えば、基礎診断を活用するかどうか、どの測定ツールを活用するか、いつ実施するか、どのように活用するかなどを各学校の判断に委ねるといったケースも考えられることから、一律に診断結果を設置者にフィードバックすることまでは要件としていません。

他方で、どの測定ツールを活用するかといった基礎診断の活用に関する取扱いを定めるなど、設置者として一定の関与をする際には、その関与の態様・度合いにもよりますが、基礎診断の受検申込みに当たり、設置者として直接又は間接に事業者と相談して、生徒や学校だけでなく設置者に対してもフィードバックを求めることも十分考えられます。申請書にも、設置者への情報提供に係る対応を記載いただくこととしており（申請書様式2「（2）学校等への結果提供内容・方法」及び「（6）その他」参照）認定された測定ツールの情報提供・公表に当たっても、それぞれの測定ツールが提供する設置者へのフィードバック内容を閲覧・確認できるようにしていきます。

Q 9-4 各教育委員会の活用の状況や活用方法についての情報を公開するのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断制度については、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。明確な時期や具体的な検証方法は未定ですが、実施状況の検証の一環として、各教育委員会等における活用方針や支援策など関与の状況や活用状況を含めた調査、その結果の分析・公表などを考えています。

Q 9-5 教育委員会等にはどのようなことが期待されているのか。【学校・教育委員会向け】

A

各学校は、それぞれの教育目標を設定し、それを踏まえて教育課程を編成し、組織的・計画的に日々の教育活動を展開しています。その中で生徒の学習状況を把握し、その結果に基づき指導の改善・充実を図っています。カリキュラム・マネジメントの一環としてこの

ようなPDCAサイクルを展開することは、指導の改善・充実はもとより、保護者や社会に対して説明責任を果たす観点からも重要であり、どの学校においても求められるものです。基礎学力の定着度合いを客観的に把握することができる基礎診断は、こうした説明責任を果たす上でも有用なツールになり得るものであると考えられます。

また、高等学校の設置者である都道府県・指定都市の教育委員会等においては、域内の各学校の学力の状況を把握し、教職員定数の配分をはじめとした人材配置や予算措置などを通じて、各学校のカリキュラム・マネジメントを支援するとともに、域内全体の高校教育の質保証に努めることが求められます。

教育委員会等においては、上記のような点を踏まえて基礎診断の活用方針や支援策の在り方を含め、基礎診断への関わり方を検討いただくことを期待しています。

Q 9-6 基礎診断として認定された測定ツールを活用する場合、教科の種類や実施回数・時期等は学校で決めてよいのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は、各学校等の実情に相応しい測定ツールを選択・活用いただくことを想定しているため、教育委員会等の方針が示される中で活用する場合もあると思われませんが、教科の種類や実施回数・時期等含め活用いただく学校等の判断が基本となります。なお、実施時期を含む活用モデル例としては、「「高校生のための学びの基礎診断」の活用モデル例」(別紙)を御参照ください。

Q 9-7 学校等が基礎診断として認定された測定ツールを単教科のみ選択・活用することは可能か。【学校・教育委員会向け】

A

例えば、国語・数学・英語の3教科セットの測定ツールのうち、単教科のみを選択・活用したり、複数の測定ツールの中から、教科別に組み合わせて活用したりすることも可能です。

Q 9-8 各校での基礎診断の実施時間の扱いはどのようなものか(教育課程外で実施するのか)。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は学校での実施(学校(教室)を会場として、教師が試験監督や問題配布・回収を行うこと)を基本としており、正規の教育課程の中で受検することを主に想定していますが、各学校等の実情に沿って活用されるべきものであるため、各学校等の判断で教育課程の内外を問わず活用いただくことができます。なお、測定ツールによっては、特定の実施日などが定められる場合もあります。

Q 9-9 認定ツールを提供する民間事業者により実施日が定められ、教育課程外で実施せざるを得ない場合、試験の監督は誰が行うのか。教師が行うのであれば勤務や手当の

扱い等の問題が生じる可能性があるのではないか。【学校・教育委員会向け】

A

前項で回答したとおり、基礎診断は学校での実施(学校(教室)を会場として、教師が試験監督や問題配布・回収を行うこと)を基本としており、正規の教育課程の中で受検することを主に想定していますが、ある測定ツールの実施日が教育課程外で定められている場合には、当該測定ツールの試験監督等の実施方法の詳細を公開情報等で確認し、(併せて、必要に応じ勤務形態や手当の扱い等を教育委員会等に確認し、)実施上支障がないか考慮した上で、各学校等の判断で測定ツールを選択・活用いただく必要があります。

Q 9-10 「基礎診断の結果については、高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項として記録することが想定される」とあるが、その目的は何か。また、想定される記録内容はどのようなものか。【学校・教育委員会向け】

A

高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項には、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、学力について標準化された検査に関する記録や取得資格、生徒の進歩の状況などを記述することとされています。基礎診断の結果については、「学力について標準化された検査に関する記録」として記録することが想定されます。例えば、複数回受検した場合における伸びの状況などを記述するほか、資格・検定試験のような測定ツールの場合は、その合格結果などを記述することが想定されます。

Q 9-11 専門高校における専門教科についても学力保障が必要であり、これについては校長会が実施する検定等の活用を含め、各学校が学習状況を評価し、指導の工夫・充実をしていく必要があるのではないか。【学校・教育委員会向け】

A

学習意欲の喚起を図りつつ、多面的な評価を推進する観点から、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験、その他の各種検定試験等を含めた多様な学習成果を測定するツールについて、必要に応じてこれらを組み合わせながら活用していくことが期待されます。

10．受検料

Q 10-1 受検料はどのように設定されるのか。

A

受検料については、実施者である民間事業者が設定するものですが、幅広く活用されるものとなるよう、できるだけ低廉な価格設定が望ましいと考えています。

また、「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について(原案)に関するパブリックコメントにより得られた意見も踏まえ、「検討WG 取りまとめ」においては、経済的に困難な事情にある生徒への配慮などが望まれる旨が記載されています。

Q 10-2 経済的に困難な事情にある生徒に対しては、受検料負担を軽減すべきでないか。
国においてはどのような経済的支援が実施されるのか。

A

「検討 WG 取りまとめ」では、受検料について、実施者である民間事業者に対し経済的に困難な事情にある生徒への配慮などが望まれるとされていることに加え、国や地方公共団体による低所得世帯の生徒等への経済的支援も望まれるとされています。

国としても、どのようなことができるかしっかり検討するとともに、地方公共団体においても基礎診断の活用方針を検討いただくに当たり、経済的支援も積極的に検討いただけるよう働きかけていきたいと考えています。

Q 10-3 経済的に困難な事情にある生徒に対し、受検料負担を軽減する場合には、申請様式 1 の「受検料」にどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】

A

以下の例を参考に、御記載ください。

<記載例>

受検料 円(高校生等奨学給付金事業の支給対象者(市町村民税所得割額が非課税である世帯・生活保護受給世帯の生徒)は、円)

受検料 円(経済的に困難な事情のある生徒を対象に、生徒数の一定の割合を上限として無料 ID を配布)

1 1 . 結果の副次的な利用

Q 11-1 基礎診断の結果の進学・就職等への活用の考え方はどのようなものか。

A

従来、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」として検討されていた際には、試行実施期は結果を入学者選抜や就職には用いないとされていました。

基礎診断においても、主たる目的が学習改善・指導改善を通じた P D C A サイクルの促進であり、進学・就職等への活用を目的としていないことに変わりありませんが、多様な民間の試験等を認定する基礎診断の仕組みに改めたことに伴い、既に進学・就職等に活用されている民間の試験等についても認定される可能性があり、このようなものまで一律に進学・就職等に活用することを禁止するものではありません。

いずれにしても、基礎診断の結果の進学・就職等への活用など副次的な利用については、運用開始後の実施状況を検証する中で、高校生の学習意欲や進路実現への影響等に関するメリット及びデメリット(注)を十分に吟味しながら、高等学校や大学等、民間事業者をはじめとする関係者の意見も踏まえ、その取扱いの更なる明確化等を検討していきます。

(注)

・メリット

進路実現のために自らの基礎学力を示すものとして使用できることから、基礎学力習得のための学習動機となる。

・デメリット

選抜等に過度に利用される場合、試験対策に重きを置いた指導を引き起こし兼ねず、多様な教育活動の展開が阻害されるおそれがある。

(参考1)

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」では「試行実施期」(平成31～34年度)を位置づけることとされていた。基礎診断では特に試行実施期などを設けていないが、昨年7月公表の実施方針において「運用開始から3年経過後を目途に、実施状況について検証を行い、その結果に基づき、次期学習指導要領への対応等の必要な措置を講じる」としている。

(参考2)

基礎診断は、生徒自身の学習改善や学校・教師による指導の工夫・充実など、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進するために活用されることを主目的としているため、これに必要最小限の要素を大綱的に要件化したものであり、不正防止のための措置や公平性を確保するための措置まで要件としていない。

このため、基礎診断の認定を受ける測定ツールの中には、不正防止や公平性確保のための措置を講じていないもの(例:一定期間内における実施日の自由選択、毎年度同一の問題セットの出題など)もあれば、これらの措置を講じている資格・検定試験のような性格のもの(例:実施日の統一、試験監督に関する基準の設定など)もあると考えられ、一様ではない。

Q 11-2 調査書等に診断結果を記載するようになるのか。

A

基礎診断の認定を受けた測定ツールの実施結果については、生徒の成長や能力を表す観点から、生徒自らが自発的に学習成果として提示したり、高等学校が調査書に複数回受検した場合における伸びの状況などや、資格・検定試験のような測定ツールの場合は、その合格結果などを記述したりすることが考えられます。

なお、基礎診断の認定を受ける測定ツールの中には、不正防止や公平性確保のための措置を講じていないもの(例:一定期間内における実施日の自由選択、毎年度同一の問題セットの出題など)もあれば、例えば、実施日の統一、試験監督に関する基準の設定などの措置を講じている資格・検定試験のような性格のものもあると考えられます。そのため、各大学・企業等は、個々の測定ツールの性格を踏まえて、その実施結果の持つ意味を適切に捉えることに留意する必要があると考えます。

12. 様式等

Q 12-1 申請書の様式の行の追加・回答欄の大きさや文字サイズ・フォントの変更、アン

ダーラインの追加を行ってもよいか。【民間事業者向け】

A

記載の分量等により、適宜変更していただいて構いません。

Q 12-2 申請書様式1「主な対象者」の欄には、学年を記載するのか。それとも学力層を記載するのか。学年を記載する場合、特に英語の場合は能力差が大きいため、小学3年～高校3年といった広い範囲を対象者とすることは可能か。【民間事業者向け】

A

形式は問いませんが、高等学校の実態に応じた測定ツールを選択するのに資する情報を記載いただく必要があります。

Q 12-3 申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」や申請書様式5「サンプル問題について」については、出題内容を特定されないよう、ある程度おおまかな記載となっても差し支えないか。【民間事業者向け】

A

申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」については、学校等が実情に応じて適切な測定ツールを選択し、効果的に活用できるようにするため、個々の問題内容・解答が特定されない範囲で、可能な限り具体的な内容を記載することが望ましいと考えています。申請書様式5「サンプル問題について」に記載した問題については、あくまでサンプルなので同一の問題を実際に出題する必要はありません。なお、審査において必要な情報が欠落しているなど、審査に支障が生じるような場合には、個別に確認の上、記載の修正を求める可能性もあります。

Q 12-4 (様式5)のサンプル問題について、大問2題(英語の場合は、2～4題)を提出することとなっているが、小問が10問程度ある大問であっても、全ての小問を提出する必要があるのか。【民間事業者向け】

A

小問が多数ある場合には、3～4問程度を抜粋して提出いただいても構いません。なお、抜粋する際には、大問としての「出題のポイント」・「主として問う能力」との整合性、大問全体の難易度と抽出する小問の難易度のバランス等の観点から、より適切な小問を選択するようご注意ください。

Q 12-5 (様式5)のサンプル問題について、共通必修科目から出題する必要はあるか。【民間事業者向け】

A

測定ツールの代表的な問題としてサンプル問題を提出いただく趣旨に鑑み、少なくとも大問1題は、出題が必須とされている共通必修科目の問題を提供してください。

Q 12-6 複数教科セットの測定ツールを申請する場合、(様式2)において、全教科共通の取扱いとしている事項はどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】

A

全教科共通の取扱いとしている事項については、一つの教科の申請様式に内容を記入し、他の教科の申請様式においては、「(略) (教科名)の申請様式参照」と記載してください。